

# 令和3年度第20回 教育委員会会議日程

開催期日 令和4年3月25日(金)

開催時間 14時30分

開催場所 芽室町役場2階 会議室7

開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第38号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)
- 日程第5 報告第39号 区域外就学認定の件(非公開)
- 日程第6 報告第40号 就学指定校変更認定の件(非公開)
- 日程第7 議案第64号 芽室町教育委員会事務局管理職員任免の件
- 日程第8 議案第65号 芽室町学校医委嘱の件
- 日程第9 議案第66号 芽室町学校歯科医委嘱の件
- 日程第10 議案第67号 芽室町学校薬剤師委嘱の件
- 日程第11 議案第68号 芽室町文化財保護審議会委員委嘱の件
- 日程第12 議案第69号 芽室町スポーツ推進委員委嘱の件
- 日程第13 議案第70号 第12地区教科書採択教育委員会協議会委員代理人指定の件(非公開)
- 日程第14 議案第71号 押印等見直しに伴う関係規則の整理に関する規則制定の件

閉 会

日程第4

報告第38号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和4年3月25日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

平成30年3月12日条例第6号

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

# 芽室町奨学金貸付対象者の選考基準

平成9年3月

教育委員会訓令第1号

- 1 芽室町奨学金貸付条例(平成29年芽室町条例第2号)第2条第1号に定める「経済的理由により奨学金を必要とする」の判定は、第2項及び第3項の基準により行う。
- 2 申請者の保護者の属する世帯の年間収入(所得)が、次表の日本政策金融公庫貸付基準以下の者とする。

子供の人数(注)	給与所得者の年間収入	事業所得者の年間所得
1人	7,900千円以下	6,000千円以下
2人	8,900千円以下	6,900千円以下
3人	9,900千円以下	7,900千円以下
4人	10,900千円以下	8,900千円以下
5人	11,900千円以下	9,900千円以下
6人	12,900千円以下	10,900千円以下
7人	13,900千円以下	11,900千円以下
8人	14,900千円以下	12,900千円以下
9人	15,900千円以下	13,900千円以下
10人	16,900千円以下	14,900千円以下

(注)「子供の人数」とは年齢、就学の有無に関わらず、申請者の保護者が扶養している子供の人数をいう。

3 前項で定める基準に該当しない場合でも、申し出により次表のいずれかに該当する場合は、これを認める。

許 可 基 準	提出書類
生活の中心となる者が、死亡、重度心身障害の状況又は長期療養中(1か月以上)のため経済的に困窮している場合	・死亡した状況がわかる書類 (死亡届の写し等) ・診断書
災害等により住宅、家屋に大きな損失(半壊、半焼、床上浸水以上の被害)があり、経済的に困窮している場合	被害の状況がわかる書類 (罹災証明書の写し等)
生活の中心となる者の勤務先の倒産等の理由により経済的に困窮している場合	雇用保険被保険者離職票の写し等
その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合	教育委員会が必要と認める書類

平成13年3月27日改定  
 平成13年4月 1日適用  
 平成14年4月 1日改定  
 平成14年4月 1日適用  
 平成16年4月 1日改定  
 平成16年4月 1日適用  
 平成21年4月 1日改定  
 平成21年4月 1日適用  
 平成30年2月 8日改定  
 平成30年3月12日適用  
 令和 2年4月 1日改定  
 令和 2年4月 1日適用  
 令和 3年4月 1日改定  
 令和 3年4月 1日適用

日程第5

報告第39号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第9条第1項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

令和4年3月25日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○学校教育法施行令（関係条文抜すい）

（昭和二十八年十月三十一日）

（政令第三百四十号）

（区域外就学等）

第九条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2. 市町村の教育委員会は、前項の承諾(当該市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)への就学に係るものに限る。)を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

（昭三六政二九一・昭五三政三一〇・平一〇政三五一・平一〇政三七二・平一四政一六三・平一九政五五・一部改正）

## 区域外就学許可基準

芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学について、保護者の申し出により、次の条件と基準表に該当する場合はこれを許可する。

### <条件>

1. 保護者が指定校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途中の安全について責任を負うこと。
2. 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
3. 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

事 由		許可基準	許可期間	必要書類等	
1	途中転出	小学校6年 及び中学校 3年	在学中に町外へ転出した場合で、引き続き在籍校に通学することを希望する場合	卒業まで  学期末まで	印鑑
		上記以外の 学年			
2	転入予定	転入予定地の通学区域指定校に、あらかじめ通学を希望する場合	転入するまでの期間	印鑑・住民票 建築確認書・売買契約書・工事契約書・賃貸借契約書等事実を証することができる書類	
3	兄弟が指定校とは別の学校に在籍している場合	兄弟が在籍する学校に弟妹も兄弟と同じ学校に通学を希望する場合	兄弟が卒業まで（ただし、兄弟が卒業時、小学校5年生及び中学校2年生の場合は、卒業まで）	印鑑	
4	身体的理由	病気治療または心身上の理由がある等教育的配慮が必要な場合	教育委員会が必要と認めた期間	印鑑 医師の診断書	
5	いじめ・不登校	在籍校でいじめ・不登校の解消ができず指定校以外の学校への通学を必要とする場合	学校長と協議して定める	印鑑 学校長の意見書	
6	その他 ・ 家庭の事情 ・ 天災等 ・ 遠距離通学	教育委員会が認める場合	その都度定める	教育委員会が指示するもの	

適用年月日 平成19年4月1日



日程第6

報告第40号

就学指定校変更認定の件

学校教育法施行令第8条の規定に基づき就学指定校の変更について、報告します。

令和4年3月25日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

○学校教育法施行令（関係条文抜すい）

（昭和二十八年十月三十一日）

（政令第三百四十号）

第八条 市町村の教育委員会は、第五条第二項（第六条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

日程第7

議案第64号

芽室町教育委員会事務局管理職員任免の件

芽室町教育委員会事務委任規則第1条の規定に基づき、芽室町教育委員会事務局管理職員の任免を行おうとするものであります。

令和4年3月25日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

# 令和4年4月1日付け芽室町教育委員会人事異動調書

No.1

命(新)	氏名	旧(免)	備考(町長部局移動先)
芽室町に出向を命ずる	村上 大助	生涯学習課スポーツ振興係長	都市経営課建築住宅係主査

命(新)	氏名	旧(免)	備考(町長部局移動先)
生涯学習課スポーツ振興係長	梅森 祐之	町長部局	総務課危機対策係長

# 令和4年4月1日付け芽室町教育委員会人事異動調書

No. 2

命 (新)	氏 名	旧 (免)	備考 (町長部局移動先)
芽室町に出向を命ずる	安 倍 和 義	教育推進課教育総務係	住民税務課住民窓口係

命 (新)	氏 名	旧 (免)	備考 (町長部局異動元)
教育推進課教育総務係	金 沢 貴 樹	町長部局	都市経営課都市経営係

令和4年4月1日付け芽室町教育委員会人事異動調書

No.3

命(新)	氏名	旧(免)	備考
教育推進課教育総務係	市原 拓 翔	4月1日採用	
教育推進課給食係	中 島 実奈美	4月1日採用	
教育推進課教育推進係	茂 庭 律 子	任期更新	任期付職員

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。

日程第8

議案第65号

芽室町学校医委嘱の件

令和4年3月31日付け任期満了に伴い、学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校医を委嘱しようとするものであります。

令和4年3月25日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁



# 学校医委嘱予定者名簿

委嘱期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日（1年間）

木 田 和 宏 （公立芽室病院）

田 中 俊 英 （公立芽室病院）

酒 井 英 二 （公立芽室病院）

松 田 卓 也 （公立芽室病院）

相 馬 学 （公立芽室病院）

和 田 巧 明 （公立芽室病院）

高 橋 佳 史 （公立芽室病院）

## ○学校保健安全法

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

(平一一法一六〇・一部改正、平二〇法七三・旧第十六条繰下)

日程第9

議案第66号

芽室町学校歯科医委嘱の件

令和4年3月31日付け任期満了に伴い、学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校歯科医を委嘱しようとするものであります。

令和4年3月25日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

# 学校歯科医委嘱者名簿

委嘱期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日（1年間）

家 内 典 夫 （家内歯科医院）

藤 村 崇 央 （藤村歯科・矯正歯科医院）

正 木 俊 二 （正木歯科診療室）

松 井 智 幸 （松井歯科医院）

南 館 直 人 （みなみだて歯科医院）

石 垣 徹 （いしがき歯科クリニック）

今 井 崇 （めむろだいいち歯科クリニック）

日程第10

議案第67号

芽室町学校薬剤師委嘱の件

令和4年3月31日付け任期満了に伴い、学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校薬剤師を委嘱しようとするものであります。

令和4年3月25日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

# 学校薬剤師委嘱予定者名簿

委嘱期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日（1年間）

曾 根 義 継

日程第 1 1

議案第 6 8 号

芽室町文化財保護審議会委員委嘱の件

令和 4 年 3 月 3 1 日付け任期満了に伴い、芽室町文化財保護条例第 1 8 条及び第 1 9 条に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和 4 年 3 月 2 5 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町文化財保護条例

昭和45年9月26日条例第39号

改正

昭和52年9月22日条例第40号

平成27年3月6日条例第12号

芽室町文化財保護条例

(目的)

第1条 この条例は、芽室町（以下「町」という。）内に所在する文化財のうち、国又は道の指定するものを除き、町にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって町民文化の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなして、その価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料をいう。
- (2) 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。
- (3) 民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないものをいう。
- (4) 記念物 貝づか、古墳、城跡で歴史又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いものをいう。

(町民、所有者等の心構え)

第3条 文化財の所有者その他の関係者及び町民は、文化財が貴重な町民的財産であることを自覚し、その保存に努めるとともに、文化的活用に努力しなければならない。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第4条 芽室町教育委員会（以下「委員会」という。）はこの条例の執行に当っては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との



調整に留意しなければならない。

(指定)

第5条 委員会は、町内に所在する文化財のうち国又は道が指定したものを除き、町にとって重要と認めるものを町の文化財（以下「町指定文化財」という。）に指定することができる。

2 委員会は、前項の規定による指定をする場合はあらかじめ指定をしようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者又は保持者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等の判明しない場合はこの限りでない。

(解除)

第6条 委員会は、前条第1項の規定による町指定文化財がその価値を失ったとき、その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 町指定文化財が町内に所在しなくなったとき、又は国若しくは道の文化財として指定を受けたときは、前条の指定は解除されたものとする。

(指定又は解除の告示)

第7条 委員会は、前2条の規定により文化財を指定し、又は解除をしたときは、すみやかにその旨を告示するとともに所有者等に通知しなければならない。

(管理の義務)

第8条 町指定文化財の所有者等は、この条例並びにこれらに基づく規則及び委員会の指示に従い、その文化財を管理し、適正な保存に努めなければならない。

(所有者等の変更等)

第9条 町指定文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等はすみやかにその旨を委員会に届出なければならない。

2 町指定文化財の所有者等が氏名、名称又は住所を変更したときは、すみやかにその旨を委員会に届出なければならない。

3 町指定文化財である無形文化財の保持者が死亡し、又は保持者として不適当になったときは、相続人又は保持者はすみやかにその旨を委員会に届出なければならない。

(滅失、き損等)

第10条 町指定文化財が次の各号の一に該当するときは、所有者等はすみやかにその旨を委員会に届出なければならない。

(1) その文化財の全部又は一部が滅失、き損若しくは亡失したとき。

(2) その文化財の全部又は場所を変更しようとするとき。

(3) 町指定文化財である記念物の所在、地番、地名又は地積に異動があったとき。

第11条 所有者等が町指定文化財の現状を変更しようとするとき、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。ただし、修理その他維持の措置をする場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の許可の条件として必要な指示を与えることができる。

3 第1項の許可を受けた者が、前項の許可の条件に従わないときは、委員会は現状変更の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出)

第12条 所有者等は、町指定文化財の修理その他維持の措置をしようとするときは、あらかじめ委員会に届出なければならない。ただし、前条第1項の規定により許可を受けた場合は、この限りでない。

2 委員会は、必要と認めるときは前項の修理等について必要な指導助言を与えることができる。

(管理保存の勧告等)

第13条 委員会は、町指定文化財の管理保存のため必要と認めるときは、所有者等に対し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(調査及び報告)

第14条 委員会は必要と認めたときは、所有者等の同意を得て町指定文化財を調査し、又は所有者に対し、管理の現状若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

(補助金の交付)

第15条 町が町指定文化財の保存及び記録作成並びに無形文化財の伝承者養成等のため必要と認めるときは、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を受ける者に対し、その用途について必要な条件を付することができる。

(補助金の返還)

第16条 町が補助金を受けた者について、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付を受けた目的以外の用途に補助金を使用したとき。

(2) 前条第2項の条件に従わないとき。

(3) 補助金を受けた文化財を他に有償で譲渡したとき。

(公開)

第17条 委員会は、町指定文化財の所有者等に対し、委員会の行う公開の用に供するため期間を定めて、その文化財を出品し、又は公開するよう勧告することができる。

2 前項の規定による出品又は公開によりその文化財が滅失、き損したときは、町は所有者等に対し、通常生ずべき損害を補償する。ただし、所有者等の責に帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(文化財保護審議会)

第18条 文化財の保存及び活用について委員会の諮問に応ずるための芽室町文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、10人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者の中から委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は2年とし、委員の欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選とする。

3 会長は審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(招集)

第21条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

(議事)

第22条 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(審議会の事務)

第23条 審議会の事務は、委員会事務局で処理する。

(専門委員)

第24条 審議会は、専門事項を調査研究させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(罰則)

第25条 町指定有形文化財を損壊し、棄損し、又は隠匿した者は、5,000円以下の罰金又は科料に処する。

第26条 町指定史跡、名勝、天然記念物の現状を変更し、またその保存に影響を及ぼ

す行為をして、これを滅失し、棄損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5,000円以下の罰金若しくは科料に処する。

第27条 法人の代表者又は法人若しくはその代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産の管理に関して前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月6日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

日程第12

議案第69号

芽室町スポーツ推進委員委嘱の件

令和4年3月31日付け任期満了に伴い、スポーツ推進委員に関する規則第3条及び第4条に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和4年3月25日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

## 芽室町スポーツ推進委員名簿

氏名	職業	備考
貫田正博	農業	再任
五十川秀子	主婦	再任
橋詰義宏	会社員	再任
田村秀直	会社員	再任
大熊美由紀	団体職員	再任
丹野寛	無職	再任
宿谷貴博	会社員	再任
矢後浩史	無職	新任
大丘輝元	農業	新任
松尾雄斗	自営業	新任

※ 委嘱期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年間）

○スポーツ推進委員に関する規則

昭和38年5月11日教委規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの振興に関し、次の職務を行う。

- (1) 芽室町の行う社会体育、スポーツ振興事業の企画、推進に関すること。
- (2) 芽室町のスポーツ組織の育成拡充に努めること。
- (3) 教育関係機関その他行政機関、スポーツ団体のスポーツに関する事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (4) 各種の体育事業等を通じて体育の啓もう宣伝につとめること。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、15人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を解嘱することができる。
- 3 スポーツ推進委員は、再任されることがある。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し協力しなければならない。

- 2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当って法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。
- 3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年教委規則第4号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成10年教委規則第9号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年教委規則第11号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年教委規則第5号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日教委規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
（芽室町教育委員会行政組織規則の一部改正）
- 2 芽室町教育委員会行政組織規則（平成7年芽室町教委規則第6号）の一部を次のように改正する。  
（次のよう略）  
（芽室町教育委員会事務委任規則の一部改正）
- 3 芽室町教育委員会事務委任規則（昭和52年芽室町教委規則第4号）の一部を次のように改正する。  
（次のよう略）



日程第13

議案第70号

第12地区教科書採択教育委員会協議会委員代理者選任の件（非公開）

第12地区教科書採択教育委員会協議会規約第9条第2項ただし書きの規定に基づき、委員代理者を選任しようとするものあります。

令和4年3月25日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

## 第12地区教科書採択教育委員会協議会規約

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、第12地区教科書採択地区（昭和39年5月4日付け北海道教育委員会告示第90号）内の町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

#### (名称)

第2条 協議会は、第12地区教科書採択教育委員会協議会と称する。

#### (協議会を設ける町村の教育委員会)

第3条 協議会は、次に掲げる町村の教育委員会（以下「関係町村教育委員会」という。）が、これを設ける。

- (1) 音更町教育委員会
- (2) 士幌町教育委員会
- (3) 上士幌町教育委員会
- (4) 鹿追町教育委員会
- (5) 新得町教育委員会
- (6) 清水町教育委員会
- (7) 芽室町教育委員会
- (8) 中札内村教育委員会
- (9) 更別村教育委員会
- (10) 大樹町教育委員会
- (11) 広尾町教育委員会
- (12) 幕別町教育委員会
- (13) 池田町教育委員会
- (14) 豊頃町教育委員会
- (15) 浦幌町教育委員会
- (16) 本別町教育委員会
- (17) 足寄町教育委員会
- (18) 陸別町教育委員会

### 第2章 組織

#### (組織)

第4条 協議会は、委員18人をもって組織する。

#### (委員)

第5条 委員は、関係町村教育委員会の教育長をもって充てる。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、円滑な運営に資するとともに責任を明確にするため、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
  - (2) 副会長1名
  - (3) 監事2名
- 2 役員は、委員が互選する。
  - 3 役員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で役員が交代した場合における後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 会長は、会務を総理する。
  - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - 6 監事は、会計を監査する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理する。

### 第3章 会議

(会議の招集)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の招集は、開催の日時、場所及び会議に付すべき案件をあらかじめ委員に通知して行うものとする。

(会議の運営)

第9条 会長は、協議会の会議の議長となる。

- 2 第11条に定める調査委員会の報告に基づき教科用図書を種目ごとに1種類決定するための協議を行う会議は、委員全員が出席しなければ開くことができない。ただし、委員に事故があるときは、当該教育委員会が指定する代理人が出席するものとする。
- 3 前項の会議にあつては、原則として委員全員一致により議決するものとする。ただし、十分な議論を尽くしても委員全員の意見が調わない種目については、委員（前項の代理人を含む）による採決を行い、過半数の同意をもって議決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 第2項以外の協議を行う会議は、3分の2以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 5 前項の会議にあつては、出席委員の過半数をもって議決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 協議会の会議は、非公開とすることができる。

(選定した教科用図書の通知)

第10条 会長は、前条第3項の規定により教科用図書を選定したときは、遅滞なく関係町村教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

## 第4章 調査委員会

### (調査委員会の設置)

第11条 協議会は、規則等の定めをもって調査委員会を設置する。

2 協議会は、調査委員会に教科用図書に関する専門的な調査研究を行わせ、その結果を報告させるとともに、必要に応じて調査委員会の意見を聴くことができる。

3 調査委員会の委員は、協議会が指定する町村教育委員会の推薦に基づき、協議会が決定する。

4 前項の規定により調査委員会の委員が決定したときは、当該委員が所属する学校等の存する、又は居住する町村の教育委員会は、当該委員を委嘱するものとする。

### (調査研究結果の報告)

第12条 調査委員会が協議会に調査研究の結果を報告する場合は、調査研究の経過、内容、具体的資料（小委員会で作成したものを含む。）、少数意見等を取りまとめた資料を作成し、行うものとする。

2 協議会は、調査委員会に必要な意見を求める場合において、教科用図書の優劣の順位を求めてはならない。

## 第5章 議事録及び資料の公表

### (議事録等の作成)

第13条 協議会は、協議の経過、採択の理由等を明確にしておくため、議事録等を作成し、整備するものとする。

### (公表の方法)

第14条 協議会の会議の議事録及び第12条第1項の資料については、関係町村教育委員会において、教科用図書を採択した後、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲内で、遅滞なく公表するよう努めるものとする。

2 その他公表に当たって必要な事項は、協議会において定めるものとする。

## 第6章 経費の支弁の方法及び会計年度

第15条 協議会に関する経費は、関係町村教育委員会の負担金をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 補則

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

この規約は、平成27年6月22日から施行する。

日程第14

議案第71号

押印等見直しに伴う関係規則の整理に関する規則制定の件

押印等見直しに伴う関係規則の整理に関する規則を制定しようとするものであります。

令和4年3月25日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

押印等見直しに伴う関係規則の整理に関する規則  
(芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正)

第1条 芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成31年2月28日教委規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式を次のように改める。

様式(第2条第2項関係)

年 月 日
芽室町教育委員会 様
学校名 校長名
学校運営協議会設置申請書
学校運営協議会設置したく、下記のとおり申請します。
記
1 学校運営協議会設置のねらい
2 保護者・地域住民等が学校運営や学校教育活動に参画・支援する 仕組み(または仕組みづくりの構想等)
3 学校運営協議会委員名 別紙添付

(私立学校法人助成条例施行規則の一部改正)

第2条 私立学校法人助成条例施行規則(平成9年3月31日規則第12号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第4条関係)

補 助 金 交 付 申 請 書

芽室町長 様

申請学校法人の住所及び名称

代表者名

補助金の交付をうけたく、私立学校助成条例施行規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 教具、教材購入計画明細書
- (2) 現況調査書
- (3) 補助対象経費資金収支計画書
- (4) 決算書及び財産目録(前年度)
- (5) その他

4 事業の着手及び完了予定日

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第6条関係）

実 績 報 告 書

卒業町長 様

申請学校法人の住所及び名称

代表者名

年 月 日 号指令をもって補助金の交付決定を受けた事業  
は、 年 月 日完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金の交付決定額 円

2 添付書類

- (1) 教具、教材購入実績明細書(細収書写添付)
- (2) 補助対象経費資金収支実績書
- (3) その他



(芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則の一部改正)

第3条 芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則(平成7年2月22日教委規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第4条関係)

年度芽室町私立高等学校生徒授業料補助金交付申請書

芽室町長 ため

下記のとおり私立高等学校の授業料に対する補助金の交付を申請します。

年 月 日

〒082-

申請者(保護者)住所 芽室町

電話

氏名

1 家族状況(世帯全員分を記入)

続柄	氏名	性別	生年月日	年齢	勤務先・学校名	年度別の町民税所得割額
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			

2 補助を必要とする生徒

学 年	氏 名	通学する学校名

承 持 書

年度の本補助金の交付決定にあたり必要がある場合は、私及び家族の収入状況について、芽室町教育委員会 課職員が関係部署に照会し、個人情報を閲覧及び照会することについて同意します。

また、芽室町教育委員会が本補助金の額の決定に当たって、国の就学支援金及び北海道の私立高等学校授業料軽減補助の受給状況等の情報を学校長へ確認することを承諾します。

年 月 日

申請者(保護者)氏名

印

芽室町長 ため

## 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 説 明

デジタル申請の事前準備対応として、国及び各省庁により進められている法令に基づく申請書等の行政手続き書類の押印省略に連動して、本町においても、行政手続きにおける町民の負担軽減及び利便性向上を目的として、押印等の見直しを行うことに伴い、関係規則の整理をしようとするものであります。

# 押印等見直しに伴う関係規則の整理に関する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正) 様式 (第2条第2項関係)</p> <div data-bbox="542 1366 1244 1859" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>芽室町教育委員会 様</p> <p>学校長 校長名 印</p> <p>学校運営協議会設置申請書</p> <p>学校運営協議会設置したく、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <p>1 学校運営協議会設置のねらい</p> <p>2 保護者、児童生徒等が学校運営や学校経営活動に参画・支援する仕組み (または仕組みづくりの構想等)</p> <p>3 学校運営協議会委員名 別紙添付</p> </div>	<p>様式 (第2条第2項関係)</p> <div data-bbox="542 436 1244 929" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>芽室町教育委員会 様</p> <p>学校長 校長名 印</p> <p>学校運営協議会設置申請書</p> <p>学校運営協議会設置したく、下記のとおり申請します。</p> <p>記</p> <p>1 学校運営協議会設置のねらい</p> <p>2 保護者、児童生徒等が学校運営や学校経営活動に参画・支援する仕組み (または仕組みづくりの構想等)</p> <p>3 学校運営協議会委員名 別紙添付</p> </div>



改正案

現行

第6号様式(第6条関係)

第6号様式(第6条関係)

第6号様式(第6条関係)

要 請 報 告 書

申請町長 様

申請主体法人の住所及び名称  
代表者名

年 月 日 申請書をもって補助金の交付決定を受けた事案  
年 月 日 終了したので、関係書類を送付いたします。

記

1 補助金の交付決定額

円

2 交付書類

- (1) 帳目、執行購入事項明細書(領収書5添付)
- (2) 補助対象経費支出内訳書
- (3) その他

第6号様式(第6条関係)

要 請 報 告 書

申請町長 様

申請主体法人の住所及び名称  
代表者名

年 月 日 申請書をもって補助金の交付決定を受けた事案  
年 月 日 終了したので、関係書類を送付いたします。

記

1 補助金の交付決定額

円

2 交付書類

- (1) 帳目、執行購入事項明細書(領収書5添付)
- (2) 補助対象経費支出内訳書
- (3) その他

改正案

芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則の一部改正  
第1号様式(第4条関係)

第1号様式(修正関係)  
芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則全文付申請書  
申請町長 宛て  
下記のとおり私立高等学校の授業料に付する補助金の交付を申請します。  
〒085-  
申請書(申請書)住所 芽室町  
電話  
氏名  
年 月 日

1. 申請生徒(生徒)の氏名

氏名	性別	出生年月日	年齢	申請年度	学年	授業料の補助額(円)
		・	・			
		・	・			
		・	・			
		・	・			
		・	・			

2. 補助金の請求の経緯

学年	氏名	請求の経緯

※ 注 意  
授業料の補助金の交付決定に当たり必要がある場合は、生徒の両親(又は法定代理人)に対して、申請書(申請書)を提出し、個人情報を閲覧及び開示することによって同意を求めます。  
また、芽室町私立高等学校の授業料に付する補助金の交付に当たっては、国の教育支援基金及び北海道の私立高等学校授業料補助金の交付決定等の関係が関係することを確認する必要があります。

申請書(申請書)住所 芽室町  
申請町長 宛て  
年 月 日

現行

第1号様式(第4条関係)

第1号様式(現行関係)  
芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則全文付申請書  
申請町長 宛て  
下記のとおり私立高等学校の授業料に付する補助金の交付を申請します。  
〒085-  
申請書(申請書)住所 芽室町  
電話  
氏名  
年 月 日

1. 申請生徒(生徒)の氏名

氏名	性別	出生年月日	年齢	申請年度	学年	授業料の補助額(円)
		・	・			
		・	・			
		・	・			
		・	・			
		・	・			

2. 補助金の請求の経緯

学年	氏名	請求の経緯

※ 注 意  
授業料の補助金の交付決定に当たり必要がある場合は、生徒の両親(又は法定代理人)に対して、申請書(申請書)を提出し、個人情報を閲覧及び開示することによって同意を求めます。  
また、芽室町私立高等学校の授業料に付する補助金の交付に当たっては、国の教育支援基金及び北海道の私立高等学校授業料補助金の交付決定等の関係が関係することを確認する必要があります。

申請書(申請書)住所 芽室町  
申請町長 宛て  
年 月 日